

平成22年度

一般競争入札による公社財産（土地）
の一括売却のご案内（入札案内書）

山梨県住宅供給公社

目 次

◆はじめに	2
平成22年度一括売却物件一覧表	
◆一般競争入札による公社財産（土地）の一括売却のながれ	3
1 入札参加の申込み	4
2 現地説明	6
3 入札	7
4 契約の締結	13
5 売買代金の支払い	14
6 引き渡し・所有権移転登記	14
7 その他注意事項	14
◆入札心得書	16
◆物件案内図	20
◆物件番号1～3 物件調書	21
◆物件番号4 物件調書	23
◆物件番号5 物件調書	25
◆物件番号6 物件調書	27
◆物件番号7～11 物件調書	29
◆物件番号12 物件調書	31
◆公社財産一般競争入札(土地)参加申込書兼受付書	33
◆誓約書	34
◆委任状	35
◆入札書	36
◆入札辞退届	37
◆公社所有財産（土地）売買契約書	38

はじめに

- 山梨県住宅供給公社では、下記の住宅供給公社所有地を一般競争入札により一括売却をいたします。
- この入札に参加するためには、**事前に申込みが必要**です。
- 入札に参加することを希望する方は、この「入札案内書」をよくお読みになった上で、お申込みください。
- 一般競争入札による一括売却とは、複数の申込者が価格を競い合い、山梨県住宅供給公社があらかじめ決めた予定価格（公表しません）以上で最も高い価格をつけた方に購入していただく方法です。

【平成22年度一括売却物件一覧表】

物件番号	所在地	地番	地目	実測面積(㎡)	備考
1	甲斐市龍地字鳥ノ池 (No.305区画)	3540-50	宅地	228.95㎡	
2	甲斐市龍地字鳥ノ池 (No.306区画)	3540-51	宅地	232.11㎡	
3	甲斐市龍地字鳥ノ池 (No.307区画)	3540-52	宅地	232.57㎡	
4	甲斐市龍地字古氏神 (No.225区画)	3319-9	宅地	214.63㎡	
5	甲斐市龍地字鳥ノ池 (No.211区画)	3376-57	宅地	186.46㎡	
6	甲斐市龍地字鳥塚 (No.83区画)	2770-90	宅地	243.34㎡	
7	甲斐市龍地字古氏神 (No.350区画)	3200-14	宅地	291.32㎡	
8	甲斐市龍地字古氏神 (No.351区画)	3200-15 3200-19	宅地	265.77㎡ 15.02㎡	
9	甲斐市龍地字古氏神 (No.352区画)	3200-16	宅地	305.85㎡	
10	甲斐市龍地字古氏神 (No.353区画)	3200-17	宅地	273.90㎡	
11	甲斐市龍地字古氏神 (No.354区画)	3200-18	宅地	262.84㎡	
12	甲斐市龍地字古氏神 (No.355区画)	3100-9	宅地	226.46㎡	

・各物件の物件調書は19ページから32ページです。

- 入札執行後、落札金額、落札者氏名、住所（法人の所在地）を公表する場合があります。

一般競争入札による公社所有地一括売却の流れ

1 入札公告

平成22年10月13日（水）



2 入札参加の申込み

申込受付期間

平成22年10月18日（月）～平成22年10月21日（木）



3 現地説明

平成22年10月22日（金） PM 1時30分 集合場所 物件番号No.7

現地で物件の概要をご説明いたします。



4 入札

平成22年10月25日（月）

山梨県住宅供給公社 2階 会議室

※ 事前に入札保証金の納付等が必要です。



落札者決定

契約手続き等についてご説明いたします。



5 契約の締結

落札者は、平成22年11月1日（月）までに契約を締結してください。

※ 契約締結時に契約保証金の納付等が必要です。



6 売買代金の支払い

平成22年11月30日（火）までに売買代金をお支払いください。



7 引き渡し・所有権移転登記

引き渡しは現状のまま行います。

登記手続きは山梨県住宅供給公社が行います。

※ 登録免許税等は落札者の負担となります。

1. 入札参加の申込み

この入札に参加するためには、事前の申込みが必要です。

申込受付期間内に申込受付場所(山梨県住宅供給公社事業課)にて申込みをしてください。

申込資格

- 1、入札には、住宅を建設し譲渡する事業を営む者で、且つ宅地建物取引業法第3条に規定する免許を有する者。
- 2、県内に事業所、支店または営業所を有する者。
ただし、下記〔申込みができない方〕に該当する方は、申込みができません。
- 3、申込みをされた方が入札参加者（落札された場合はその物件の購入者）となります。
- 4、二者以上（上記1に該当する者）の共同で参加することもできます。

〔申込みができない方〕

- (1) 地方自治法施行令第167条4第1項の規定に該当する者。
- (2) この公告の日の6月前の日から落札者決定までの間に手形及び小切手の不渡りを出した者。
- (3) この公告の日の2年前の日から落札者決定までの間に不渡りによる取引停

止処分を受けている者。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者。（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する者
- (6) 当該入札事務に従事する山梨県住宅供給公社の職員

申込方法

- 申込受付期間：平成22年10月18日（月）から平成22年10月21日（木）までの毎日午前10時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時は除く。）
- 申込受付場所：山梨県住宅供給公社 事業課
（甲府市丸の内2丁目14番13号 ダイタビル1階）
電話（055-227-6195）

*申込みは、必ず山梨県住宅供給公社事業課まで必要書類を持参してください。

申込みには、

- (1) 公社財産一般競争入札（土地）参加申込書兼受付書
- (2) 誓約書が必要となります。
- (3) 添付書類（各1部）
 - ①宅地建物取引業法第3条に規定する免許の写し
 - ②建設業の許可書の写し
 - ③法人登記簿謄本
 - ④印鑑証明書
 - ⑤決算書の写し（過去2年分）

※ (1) (2)の様式は、33～34ページのものを使用して作成し（コピー

一可) 必要事項の記入、記名押印のうえ、お申し込みください。
又は、山梨県住宅供給公社ホームページ
<http://www.yamanashi-kyutakukosha.or.jp>
からもダウンロードできます。

上記(1)～(3)を用意のうえ、申込受付期間内に山梨県住宅供給公社事業課に提出してください。

- ※ 申込書により受付後、受付番号を付した申込書のコピーを受付書としてお渡ししますので、入札日の受付の際にお持ちください。
- ※ 申込みの際には、入札保証金の納付方法について詳しくご説明し、入札保証金の振込用紙である保証金納付書をお渡しします。

2. 現地説明

○物件の所在地にて下記の日時により、物件の概要をご説明いたします。

本書（平成22年度一般競争入札による公社財産（土地）の一括売却のご案内（入札案内書））を持参してください。

○現地説明日時

平成22年10月22日（金）PM 1時30分 集合場所：物件番号 No.7

- ※ 現地説明の参加、不参加は自由ですが、参加されない場合でも現地説明でご説明した事項については、すべて了知されたものとみなしますので、ご了解のうえ、入札に参加してください。
- ※ 物件は、現状のままで引き渡します。立木の伐採、地上・地下工作物等の補修・撤去などは山梨県住宅供給公社では行いません。

3. 入 札

○日時・場所

入札及び開札を行う日時及び場所は以下のとおりです。

(1) 日 時

平成22年10月25日(月) AM10時00分～

なお、開札は、入札終了後、直ちに行います。

(2) 場 所

甲府市丸の内2丁目14-13 山梨県住宅供給公社 2階会議室

受 付

- ・ 受付は、上記入札日時の30分前から5分前まで行います。受付場所は入札会場です。
- ・ 受付を行う前までに、入札参加申込時にお渡しした「保証金納付書」により山梨中央銀行本・支店で入札保証金の納付を済ませておいてください。
(詳しくは9～10ページ参照)

※ 入札保証金とは、誠実な入札参加者にのみ参加していただくために納めていただくものです。ご協力をお願いします。

入札終了後、落札者以外の方には直ちにお返しをする手続きを取ります。

- ・ 受付時間に遅れた場合は、入札に参加しないものとみなし、入札に参加できませんのでご注意ください。
- ・ 入札会場の都合により、入室できる方は1名までとさせていただきますので、御了承ください。

[入札会場案内図]



入札当日持参していただくもの

- (1) 公社財産一般競争入札（土地）参加申込書兼受付書（申込をして受付印が押印してあるもの）
- (2) 「入札保証金納付済みの領収書」（詳しくは9～10ページを参照。）
※「入札保証金」として予め山梨中央銀行本・支店にて納付したもの。
- (3) 印鑑

公社財産一般競争入札（土地）参加申込書兼受付書に押印したご本人の印鑑を持参してください。ただし、代理人が入札参加の場合には、ご本人（委任者）の印鑑は必要ありませんが、代理人の方は委任状に押印した代理人使用印と同じものをお持ちください。

(4) 身分証明書

ご本人又は委任を受けた者と証明できるもの。（例：運転免許証コピー）

(5) 委任状（代理の方が参加される場合のみ）

法人の代表権のない方や個人でやむを得ず代理の方が入札に参加される場合は、委任状の様式（35ページ）を使用して作成し（コピー可）、入札申込者本人の印鑑証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）とともにご提出ください。（様式は、山梨県住宅供給公社ホームページからもダウンロードできます。）

共同による申込みの場合は、代表者を除く各共同者から代表者に対し委任状を作成し、各共同者の印鑑証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）とともにご提出ください。

(6) 筆記用具

黒又は青の万年筆又はボールペン

(7) 入札書

当日にも入札書用紙はお配りしますが、あらかじめ入札書を作成しておく場合は、36ページの様式を使用して作成し（コピー可）ご持参くださっても結構です。

（様式は、山梨県住宅供給公社ホームページからもダウンロードできます。）

入札保証金の納付について

(1) 入札保証金の金額は入札する金額の100分の5以上です。

- (2) 入札に参加される方は、入札保証金を入札日の受付を行う前までに前記(1)の金額を山梨中央銀行本・支店にて納付していただくことが必要です。
- (3) 入札保証金の納付は、入札参加申込時にお渡しした「保証金納付書」の納人欄に住所・氏名及び金額(それぞれ3カ所)を記入し、現金を添えて山梨中央銀行本・支店の窓口にて納付してください。
- (4) 入札当日の受付の際、「保証金納付済み領収書」を提出してください。
- (5) 落札者の入札保証金は、売買契約締結時までお返しできませんが、落札者以外の方には、入札終了後直ちにお返しをする手続きを取ります。
- ※ 入札参加者は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間の利息について支払いを請求することができません。
- ※ 落札者が落札物件の売買契約を締結しないとき(落札後、入札申込ができない者であることが判明し、その入札が無効となったとき等を含む。)は、入札保証金は違約金となり、返還いたしません。

納付金額について

- 入札保証金額は、入札者が見積もる金額の100分の5以上となっておりますが、第1回目の入札で落札しない場合には、再度入札を行いますので、再度入札があることを見越した上で〔例〕のように必要な金額を最初から納付するようにしてください。入札会場での現金による入札保証金の追加納付はできません。(入札保証金の額が入札金額の100分の5以上の額に達しない入札は無効となります。)

〔例〕次のとおり、最終的に15,000,000円まで、入札する意思のある場合は、750,000円以上を納付するようにしてください。

	〈入札する金額〉	〈入札保証金〉
第1回目入札	10,000,000円×5/100=500,000円	
再度入札	15,000,000円×5/100=750,000円	
		<u>納付額 750,000円</u>

入札保証金の返還について

- (1) 開札終了後、落札者以外の方には、入札保証金の還付の手続きを行います。
- (2) 返還するための請求書をお渡しいたしますので、記名・押印のうえ次の書類と一緒に山梨県住宅供給公社に提出してください。
 - ・請求書
 - ・通帳の写し（口座番号、口座名義の分かる部分の写し）
- (3) 返還手続きに約1週間程度かかります。

入札に当たっての注意事項

- (1) 入札書には、入札者の住所・氏名（代理人の方が入札する場合は、入札者及び代理人の住所・氏名）を記入の上、本人が入札する場合は本人の印鑑を、代理人が入札する場合は代理人の印鑑（委任状に押印した「代理人使用印」に限る。）を押印してください。
- (2) 入札書の金額記入には、アラビア数字（0， 1， 2， 3， …）の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- (3) 入札済の入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き換え又は撤回することはできません。
- (4) 次のいずれかに該当する入札は無効とします。
 - ① 入札に参加する資格がない者のした入札
 - ② 1人で1度に2通以上の入札書を提出した場合は、その全部の入札
 - ③ 代理人で代理権の確認を受けていない代理人がした入札
 - ④ 1人で2以上の代理をした者の入札
 - ⑤ 入札書の金額を訂正した入札
 - ⑥ 入札書の入札金額、氏名（法人の商号名称及び代表者名）の確認しがたいもの、押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なため識別しがたいもの
 - ⑦ 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その

他不正行為をしたと関係職員が認める場合における全部の入札

- ⑧ 入札にあたり他人を脅迫し、その他不正の行為があった者の入札
- ⑨ 再度入札にあたり、直前の入札の最高価格以下の入札
- ⑩ 入札に関し、山梨県住宅供給公社の担当職員の指示に従わなかった者の入札
- ⑪ 郵送による入札
- ⑫ 前各号に掲げるもののほか「入札案内書」及び「入札心得書」に規定する入札に関する条項に違反した者の入札

開札・落札者の決定方法

- (1) 開札は、入札の場所において入札の終了後、直ちに行います。
- (2) 落札者は、次の方法により決定します。
 - ① 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が山梨県住宅供給公社の定める予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
 - ② ①に該当する者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。この場合、入札者は「くじ」を辞退することができません。
- (3) 開札の結果、落札者があるときは、落札者の名称及び落札金額を、落札者がいないときは、最高入札金額を入札者にお知らせします。

再度入札

- (1) 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行います。

再度入札は、1回のみ行います。再度入札に参加できる方は、最初の入札に参加し、有効な入札を行った者に限ります。
- (2) 再度入札においては、その前回の入札の開札時に公表した最高入札金額を

- 上回る額で入札してください。上回らない額の入札は無効となります。
- (3) 再度入札を辞退される者は、再度入札を行う前に辞退届を提出して下さい。

協 議

- ・入札しても、落札者がいない場合は、入札において最高価格をもって入札した方と随意契約の協議を行なうことができることとします。

4. 契約の締結

○契約の説明

落札者に対しては、入札日の落札者決定後、直ちに契約手続きの説明を行い、必要な書類を交付いたします。

○契約の締結について

- (1) 落札者は、平成22年11月1日（月）までに山梨県住宅供給公社と38～43ページの公社所有財産（土地）売買契約書により、売買契約を締結しなければなりません。

※ 売買契約は、必ず「落札者」名義で締結してください。

共同で参加した場合は、必ず「共同者全員」の名義で締結してください。

- (2) 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失います。また、入札保証金は違約金となりますので、お返しいたしません。
- (3) 契約を締結する際には、売買代金の10%を契約保証金としてお支払いいただきます。

なお、入札保証金は契約保証金に充当することができますので、その差額をお支払ください。

また、契約締結には、印鑑証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）、法人登記簿謄本及び資格証明書などが必要となります。

- (4) 売買契約書（山梨県住宅供給公社保管用の1部）に貼付する収入印紙など、契約の締結及び履行に関して必要な費用は、落札者の負担となります。

5. 売買代金の支払い

- (1) 売買代金は、平成22年11月30日（火）までにお支払いいただきます。
契約保証金は売買代金に充当しますので、差額を山梨県住宅供給公社の発行する納入通知書によりお支払いください。
- (2) 契約締結後、差額の支払いが期限までに行われなかった場合には、売買契約を解除の上、契約保証金は違約金となりますので、お返しいたしません。

6. 引き渡し・所有権の移転登記

- (1) 売買物件の所有権は、売買代金全額の支払いが完了したときに移転するものとし、売却物件を現況により引き渡します。
- (2) 所有権の移転登記は、売却物件の所有権が移転した後、買受者からの請求に基づき山梨県住宅供給公社が行います。請求は所有権が移転した後1週間以内に行ってください。登記完了後に登記済証（登記完了証と登記識別情報通知）をお渡しします。
- (3) 所有権移転登記に必要な登記料及び登録免許税等諸費用は、落札者の負担となります。
- (4) 共同者全員の名義で売買契約を締結した場合は、契約者全員の共有名義で所有権の移転登記を行います。
- (5) 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

7. その他注意事項

- (1) 物件の引き渡しは現状のまま行いますので、必ず事前に現地の確認をしてください。
- (2) 本物件の土地は「双葉・響が丘」分譲地内のため、建築協定・管理協定の定めがあり、住環境・街並み等を確保し専用住宅を建設する必要がある。
なお、建築協定書・管理協定書の資料を希望の場合は、山梨県住宅供給公社

に申し出てください。

- (3) 建物を建築するに当たっては、建築基準法及び県、市町村の条例等により、指導等がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、前もって関係機関に相談のうえ、了解しておいてください。
- (4) 売買契約締結時から売買物件の引き渡しの日までの間において、山梨県住宅供給公社の責めに帰すことのできない理由により、売買物件の滅失、き損等の損害が生じたときは、その損害は落札者の負担とします。
- (5) 落札者は、売買契約締結後、売買物件に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。
- (6) 「暴力団関連施設その他住民に著しく不安を与える施設の用途に供してはならない」こと。
- (7) 「山梨県住宅供給公社は、契約締結の日から5年間は、随時に売買土地の使用状況等について実地調査をし、買受者に報告を求めることができる。買受者は調査を拒み若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない」こと。
- (8) 落札物件の活用に当たっては、法令等の規制を必ず遵守しなければなりません。
- (9) その他この入札説明書に定めのない事項については、山梨県住宅供給公社財務規程その他関係法令等の定めるところによります。

入札心得書

- 1 入札参加者は、「平成22年度一般競争入札による公社財産（土地）の一括売却のご案内」（以下「入札案内書」という。）を熟読のうえ、入札してください。
- 2 入札参加者は、入札に関し山梨県住宅供給公社の担当職員の指示に従ってください。
- 3 入札に参加するためには、事前に申込みが必要です。入札参加希望者は、公告で指定された入札申込期間内に公告で指定された場所に、「入札案内書」及び「誓約書」を持参により提出し、入札参加申込みをしてください。
- 4 入札保証金について
 - (1)入札参加者は、入札日の受付けを行う前に入札保証金を「入札案内書」に記載された方法により、納付しておくことが必要です。
 - (2)入札保証金は、開札完了後、落札者を除き、還付の手続きを取ります。落札者が納付した入札保証金は、契約締結に際し契約保証金に充当することができます。
- 5 入札に参加することができる者は、3による入札参加申込みのうえ、入札日に受付手続きを完了し、入札開始時に山梨県住宅供給公社 2階会議室に入室していた者としてします。
- 6 入札書について
 - (1)入札者は、指定の入札書に必要な事項を記載し、記名（商号名称及び代表者名）押印のうえ提出してください。（代理人にあつては、委任状に押印された代理人の印鑑を押印してください。）
 - (2)提出済みの入札書は、いかなる理由があつても、書き換え、引き換え又は撤回することはできません。
- 7 入札者は、入札に際し、入札案内書、物件調書、売買契約書、現地説明、入札物件の法令上の規制等のすべてを承知して入札するものとしてします。
- 8 入札参加者が談合その他不正、不当な行為をなし、関係職員が入札の公正な執行を妨げる恐れがあると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札執行を延期若しくは中止することがあります。

9 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格がない者のした入札
- (2) 1人で1度に2通以上の入札書を提出した場合はその全部の入札
- (3) 代理人で代理権の確認を受けていない代理人がした入札
- (4) 1人で2人以上の代理をした者の入札
- (5) 入札書の金額を訂正した入札
- (6) 入札書の入札金額、氏名（商号名称及び代表者名）の確認しがたいもの、押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なため識別しがたいもの
- (7) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと関係職員が認める場合における全部の入札
- (8) 入札にあたり他人を脅迫し、その他不正の行為があった者の入札
- (9) 再度入札にあたり、直前の入札の最高価格以下の入札
- (10) 入札に関し、山梨県住宅供給公社の担当職員の指示に従わなかった者の入札
- (11) 郵送による入札
- (12) 前各号に掲げるもののほか「入札案内書」及びこの「入札心得書」に規定する入札に関する条項に違反した者の入札

10 開札・落札者について

- (1) 開札は、入札の場所において入札の終了後、直ちに行います。
- (2) 開札した結果、落札者がいないときは直ちに1回を限度として再度入札を行います。
- (3) 落札者は、有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が山梨県住宅供給公社の定める予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって有効な入札をした者とします。
- (4) (3)に該当する者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

11 入札参加者並びに再度入札者が入札を辞退する場合は、入札辞退届を速やかに提出して下さい。

12 契約の締結について

- (1) 落札者が、平成22年11月1日(月)までに売買契約を締結しない場合は、その落札は無効となり、入札保証金は山梨県住宅供給公社に帰属することになります。
- (2) 落札者は、売買契約の際、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければなりません。

13 売買代金について

- (1) 落札者は、売買代金から契約保証金を除いた金額を山梨県住宅供給公社が交付する納入通知書により平成22年11月30日(火)までに納付しなければなりません。
- (2) 契約保証金は、前項の金額を前項の期限までに完納したときに、売買代金の一部に充当します。ただし、前項の金額を前項の期限までに完納しないときは、山梨県住宅供給公社に帰属することになります。

- 14 本入札心得書及び入札案内書に定めのない事項は、すべて地方自治法、同法施行令、山梨県財務規則、山梨県住宅供給公社財務規程の定めるところにより処理します。

平成22年度一括売却物件

物 件 調 書

※ この物件調書は、入札参加者が現地を確認される上での参考資料です。

物件案内図



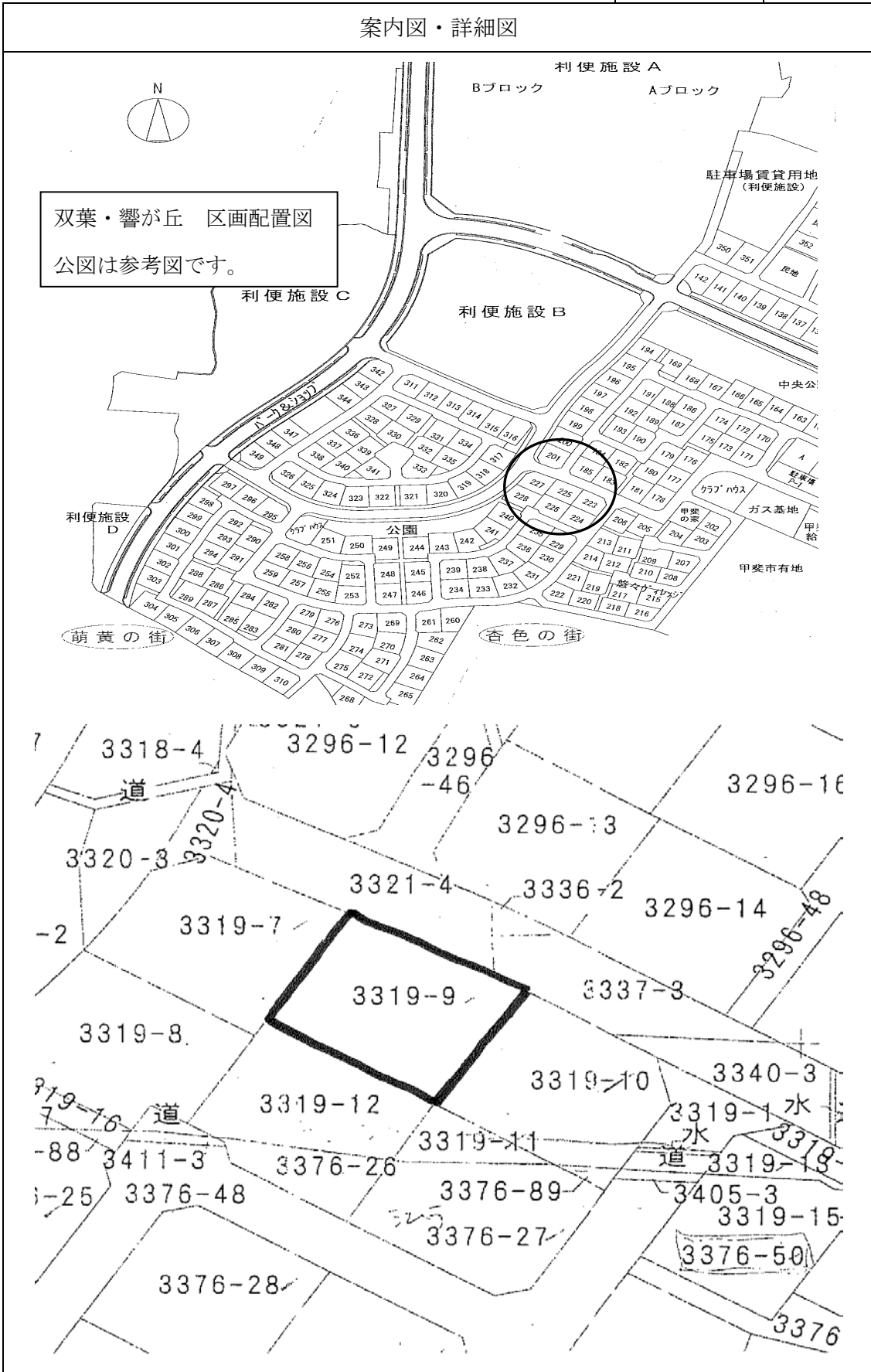
物件調書

					物件番号	1～3
所在地		甲斐市龍地字鳥ノ池3540-50・3540-51・3540-52				
実測面積（公簿面積）		物件No.1 228.95㎡(No.305)	地目	宅地	形状等	更地・整形
		物件No.2 232.11㎡(No.306)				
		物件No.3 232.57㎡(No.307)				
接面道路の幅員及び構造		北側市道に接面 道路幅員 5メートル・舗装済み				
法令等に基づく制限	都市計画区域	非線引都市計画区域				
	用途地域	第1種住居地域				
	建ぺい率	50%（建築協定による）		容積率	100%（建築協定による）	
	その他の制限	建築協定	有り	管理協定	有り	
市道の負担等に関する事項		負担の有無	無し	負担の内容	無し	
供給・処理施設の状況				事業者名	電話番号	
		電気	引込可	東京電力(株)	0120-995-881	
		電話	引込可	NTT	0120-116-116	
		上水道	引込済 13mm	甲斐市	055-276-0733	
		下水道	公共枡引込済	甲斐市	055-278-1670	
		LPガス	引込済 25mm	東京ガス山梨	055-253-1341	
交通機関		鉄道	JR中央線 竜王駅から北西1.7Km			
		バス	山交バス停「双葉ニュータウン」から徒歩4分			
参考事項		<ul style="list-style-type: none"> ・物件No.3（No.307）土地の南側隣接地に東京電力の電柱と支柱がありますが、現況のまま売却いたしますので、購入後は、東京電力と協議をして下さい。 ・南側の中央道側道から車の出入りが出来ません。 ・隣接する各宅地の東側境界壁は各宅地購入者が整備することを条件とします。 ・上下水道の負担金については、別途必要となります。 				

物件調書

				物件番号	4
所在地		甲斐市龍地字古氏神3319-9			
実測面積（公簿面積）		214.63㎡（No.225）	地目	宅地	形状等 更地・整形
接面道路の幅員及び構造		北側市道に接面 道路幅員 6.5メートル・舗装済み			
法令等に基づく制限	都市計画区域	非線引都市計画区域			
	用途地域	第1種低層住居専用地域			
	建ぺい率	50%（建築協定による）		容積率	100%（建築協定による）
	その他の制限	建築協定	有り	管理協定	有り
市道の負担等に関する事項		負担の有無	無し	負担の内容	無し
供給・処理施設の状況				事業者名	電話番号
		電 気	引込可	東京電力(株)	0120-995-881
		電 話	引込可	NTT	0120-116-116
		上水道	引込済 13mm	甲斐市	055-276-0733
		下水道	公共柵引込済	甲斐市	055-278-1670
		L P ガス	引込済 25mm	東京ガス山梨	055-253-1341
交 通 機 関		鉄道	JR中央線 竜王駅から北西1.7Km		
		バス	山交バス停「双葉ニュータウン」から徒歩2分		
参 考 事 項		<ul style="list-style-type: none"> ・現況の土地にNTTの電柱と支線がありますが、現況のまま売却いたしますので、購入後は、NTTと土地使用契約を行って下さい。 ・上下水道の負担金については、別途必要となります。 			

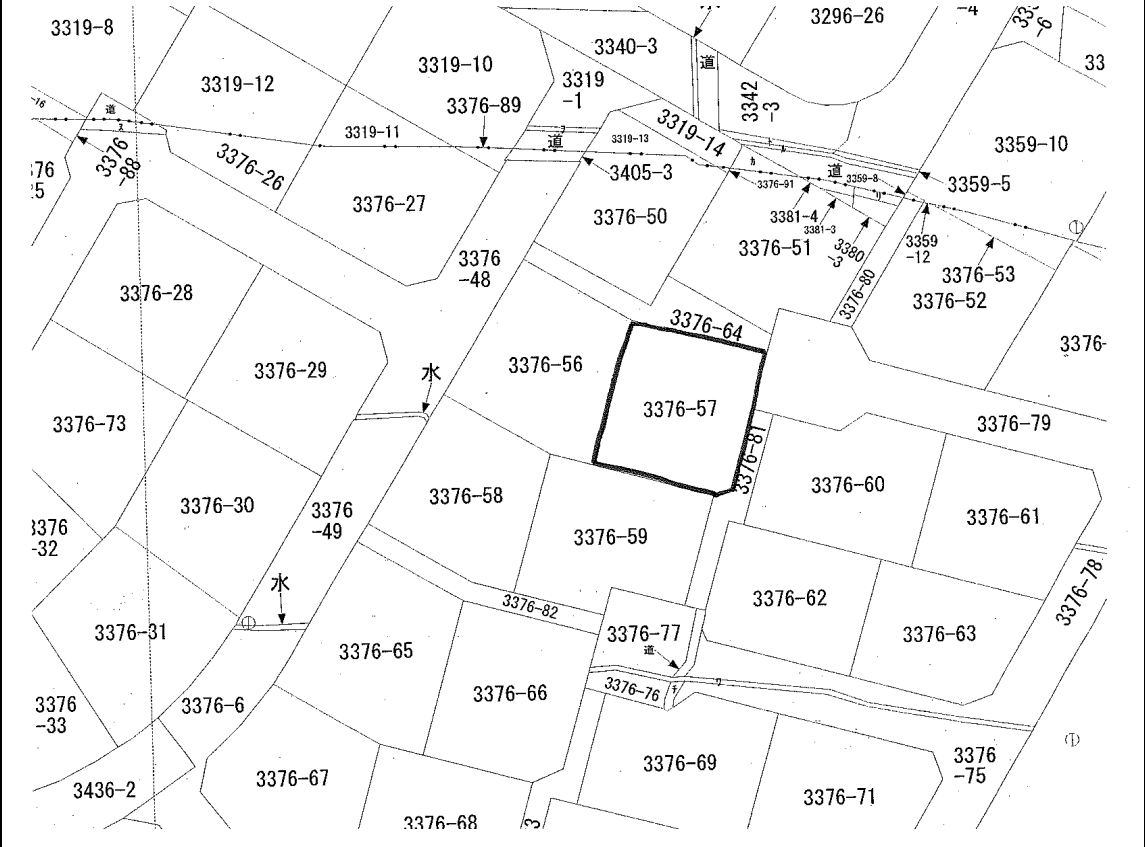
案内図・詳細図



物件調書

				物件番号	5
所在地		甲斐市龍地字鳥ノ池3376-57			
実測面積（公簿面積）		186.46㎡（No.211）	地目	宅地	形状等 更地・整形
接面道路の幅員及び構造		東側市道に5.41m接面 道路幅員 5メートル・舗装済み			
法令等に基づく制限	都市計画区域	非線引都市計画区域			
	用途地域	第1種低層住居専用地域			
	建ぺい率	50%（建築協定による）		容積率	100%（建築協定による）
	その他の制限	建築協定	有り	管理協定	有り
市道の負担等に関する事項		負担の有無	無し	負担の内容	無し
供給・処理施設の状況				事業者名	電話番号
		電 気	引込可	東京電力㈱	0120-995-881
		電 話	引込可	NTT	0120-116-116
		上水道	引込済 13mm	甲斐市	055-276-0733
		下水道	公共枅引込済	甲斐市	055-278-1670
		都市ガス	引込済 25mm	東京ガス山梨	055-253-1341
交通機関		鉄道	JR中央線 竜王駅から北西1.7Km		
		バス	山交バス停「双葉ニュータウン」から徒歩3分		
参考事項		<ul style="list-style-type: none"> ・本土地は平屋建ての専用住宅が基本となります。 ・上下水道の負担金については、別途必要となります。 			

案内図・詳細図



物件調書

					物件番号	6
所在地		甲斐市龍地字烏塚2770-90				
実測面積（公簿面積）		243.34㎡（No.83）	地目	宅地	形状等	更地・整形
接面道路の幅員及び構造		北側市道交差点に接面 道路幅員 5.5m・7m 舗装済み				
法令等に基づく制限	都市計画区域	非線引都市計画区域				
	用途地域	第1種住居地域				
	建ぺい率	50%（建築協定による）		容積率	100%（建築協定による）	
	その他の制限	建築協定	有り	管理協定	有り	
市道の負担等に関する事項		負担の有無	無し	負担の内容	無し	
供給・処理施設の状況					事業者名	電話番号
		電 気	引込可	東京電力㈱	0120-995-881	
		電 話	引込可	NTT	0120-116-116	
		上水道	引込済 13mm	甲斐市	055-276-0733	
		下水道	公共枴引込済	甲斐市	055-278-1670	
		L P ガス	引込済 25mm	東京ガス山梨	055-253-1341	
交通機関		鉄道	JR中央線 竜王駅から北西1.7Km			
		バス	山交バス停「双葉ニュータウン」から徒歩4分			
参考事項		<ul style="list-style-type: none"> ・現況の土地南側境界から4メートル先の上空を東京電力の高圧送電線が通っています。現況のまま売却いたしますので、購入後は、東京電力と協議をして下さい。 ・東側は公園に隣接しています。 ・上下水道の負担金については、別途必要となります。 				

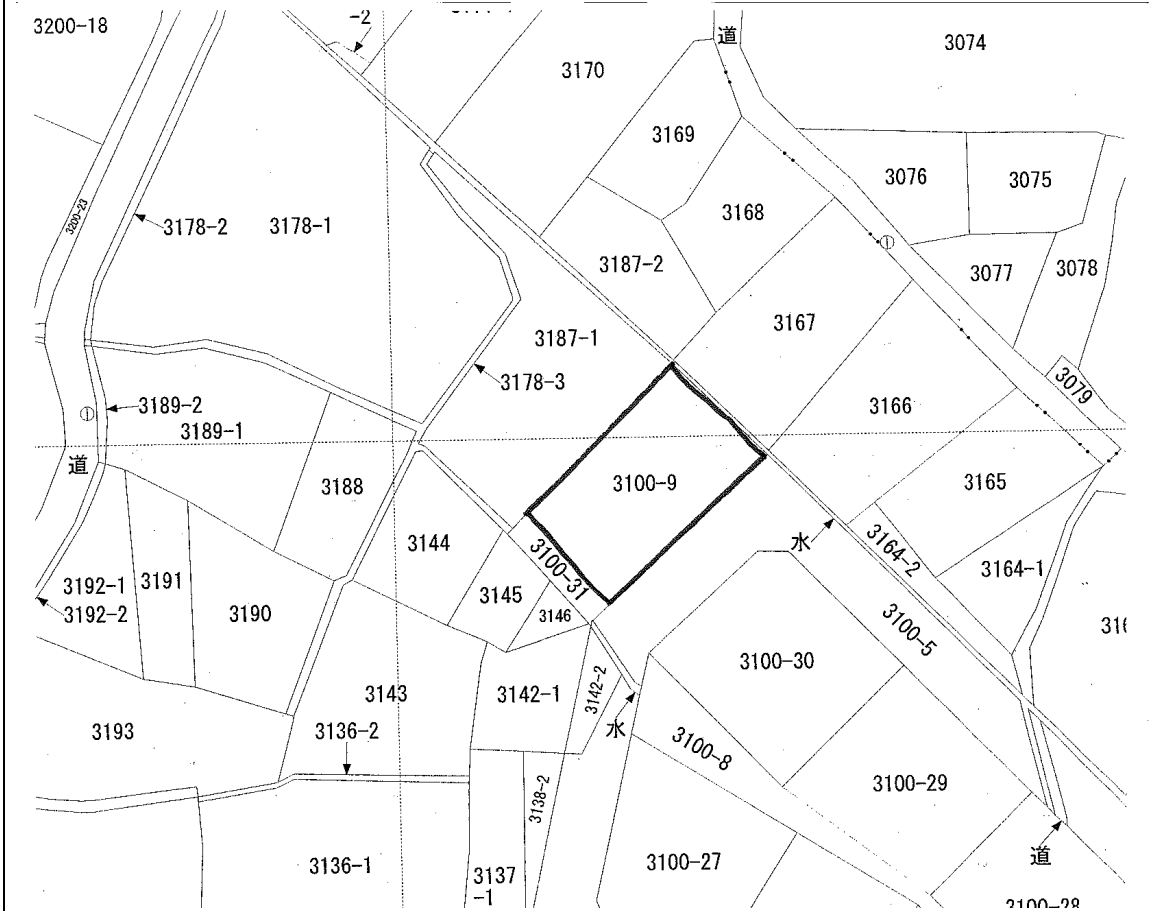
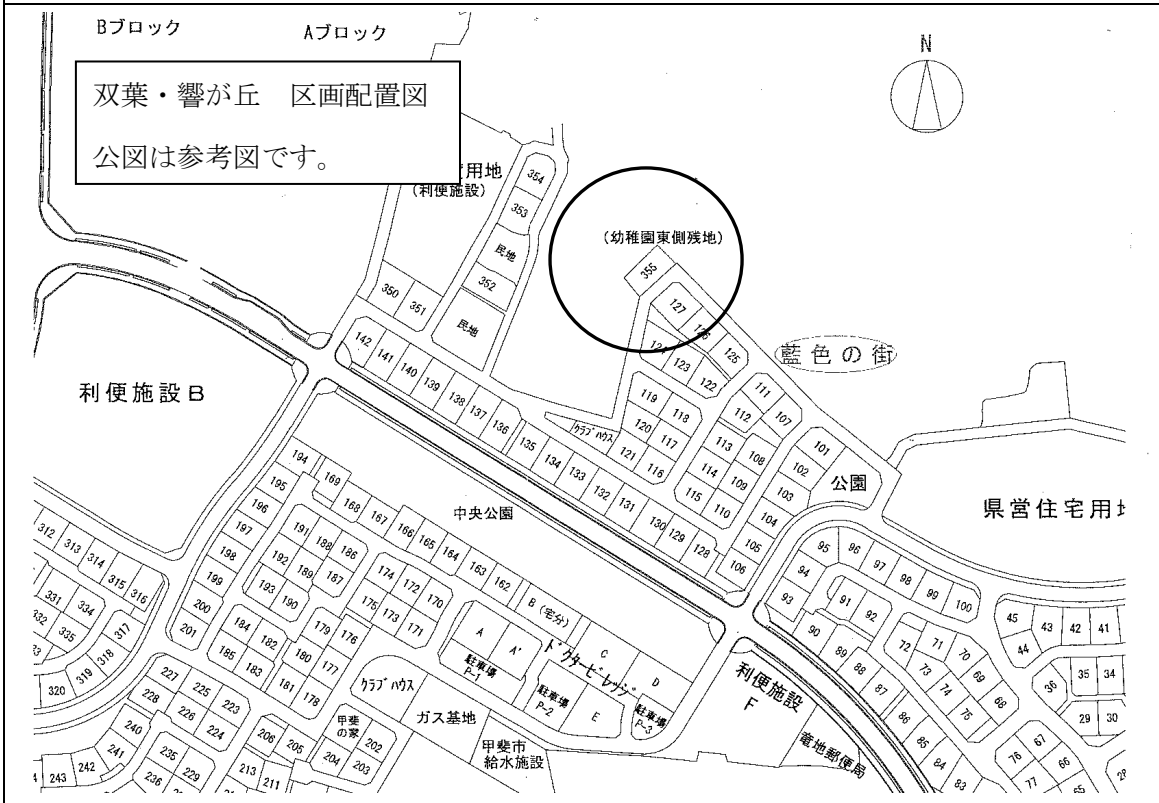
物件調書

			物件番号	7～11		
所在地		甲斐市龍地字古氏神3200-14・-15・-16・-17・-18・-19				
実測面積（公簿面積）		物件No.7 291.32㎡(No.350) 物件No.8 280.79㎡(No.351) 物件No.9 305.85㎡(No.352) 物件No.10 273.90㎡(No.353) 物件No.11 262.84㎡(No.354)	地目	宅地	形状等	更地・整形
接面道路の幅員及び構造		物件No.7・8の南側市道6m 物件No.9～11は西側5m・東側4m市道に接面 舗装済み				
法令等に基づく制限	都市計画区域	非線引都市計画区域				
	用途地域	第1種低層住居専用地域（一部第1種住居地域を含む）				
	建ぺい率	50%（建築協定による）		容積率	100%（建築協定による）	
	その他の制限	建築協定	物件No.7・8に有り	管理協定	物件No.7・8に有り	
市道負担等に関する事項		負担の有無	無し	負担の内容	無し	
供給・処理施設の状況				事業者名	電話番号	
		電気	引込可	東京電力(株)	0120-995-881	
		電話	引込可	NTT	0120-116-116	
		上水道	引込済 13mm	甲斐市	055-276-0733	
		下水道	公共枡引込済	甲斐市	055-278-1670	
		LPガス	引込済 30mm	東京ガス山梨	055-253-1341	
交通機関		鉄道	JR中央線 竜王駅から北西1.7Km			
		バス	山交バス停「双葉ニュータウン」から徒歩2分			
参考事項		<ul style="list-style-type: none"> ・現況土地の西側に商業施設職員用専用駐車場があります。 ・物件No.8（No.351区画）については、法面を含む2筆の合計面積 ・物件No.8（No.351区画）に東京電力の電柱があります。 ・物件No.9・No.10・No.11は、建築協定及び管理協定の区域外です。 ・上下水道の負担金については、別途必要となります。 				

物件調書

					物件番号	12
所在地		甲斐市龍地字古氏神3100-9				
実測面積（公簿面積）		226.46㎡（No.355）	地目	雑種地	形状等	更地・整形
接面道路の幅員及び構造		東側市道に接面 道路幅員 5.5m・舗装済み				
法令等に基づく制限	都市計画区域	非線引都市計画区域				
	用途地域	第1種低層住居専用地域				
	建ぺい率	50%（建築協定区域外）		容積率	100%（建築協定区域外）	
	その他の制限	建築協定	無し	管理協定	有り	
市道の負担等に関する事項		負担の有無	無し	負担の内容	無し	
供給・処理施設の状況					事業者名	電話番号
		電 気	引込可	東京電力(株)	0120-995-881	
		電 話	引込可	NTT	0120-116-116	
		上水道	接続可	甲斐市	055-276-0733	
		下水道	接続可	甲斐市	055-278-1670	
		L P ガス	接続可	東京ガス山梨	055-253-1341	
交通機関		鉄道	JR中央線 竜王駅から北西1.7Km			
		バス	山交バス停「双葉ニュータウン」から徒歩2分			
参考事項		<ul style="list-style-type: none"> ・本土地南側に更地の民間専用駐車場があります。 ・本土地内には上水道・下水道・ガスは引き込まれておりませんので、東側道路より新規の引込みとなり別途工事や各事業者との協議が必要となるので、各事業所にお問い合わせ下さい。 ・東側に東京電力の電柱と支線が設置してあります。 ・南側隣地境界壁はありません、境界ピンが設置してあります。 ・立木があり現状渡しとなります。 ・上下水道の負担金については、別途必要となります。 				

案内図・詳細図



受付番号※

公社財産一般競争入札（土地）参加申込書兼受付書

平成 年 月 日

山梨県住宅供給公社 理事長 殿

山梨県住宅供給公社が実施する平成22年度一般競争入札による公社財産（土地）の一括売却について、入札案内書の内容を承諾のうえ、次のとおり申し込みます。

1 申込者

住 所

氏 名 ⑩

電 話

- 法人の場合は、所在地、法人名及び代表者名
- 共同による申し込みの場合は、代表者を申込者としてください。他の共同者は別葉に住所、氏名、電話番号を記載し、押印のうえ、本書に添付してください。

注1) 申込みにあたっては、本書及び誓約書に必要事項を記入のうえ、受付窓口を持参してください。

【受付窓口】 甲府市丸の内2丁目14番13号 ダイタビル1階

山梨県住宅供給公社 事業課

【問い合わせ先電話番号】 055-227-6195（直通）

【入札場所】 山梨県住宅供給公社 2階 会議室

- ・ 申込を受付けた方には本書のコピーを受付書としてお渡しします。
- ・ 本書のコピーは、入札当日に受付へ提出する一般競争入札（土地）参加申込書兼受付書となります。
- ・ その他入札当日持参いただくものについては、入札案内書8～9ページをご参照のうえ、忘れずに持参してください。

注2) ※印の付してある欄には記入しないでください。

受付印

誓 約 書

私は、山梨県住宅供給公社が実施する平成22年度一般競争入札による公社財産(土地)の一括売却の入札参加申込みに当たり、次の事項を誓約します。

1. 地方自治法施行令第167条4第1項の規定に該当する者ではありません。
2. この公告の日の6月前の日から落札者決定までの間に手形及び小切手の不渡りを出した者ではありません。
3. この公告の日の2年前の日から落札者決定までの間に不渡りによる取引停止処分を受けている者ではありません。
4. 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者ではありません。(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。)
5. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する者ではありません。
6. 入札に際し、入札案内書、物件調書、公社所有財産(土地)売買契約書及び入札物件の法令上の規制等、すべてを承知の上参加いたしますので、後日これらの事柄について山梨県住宅供給公社に対し一切の異議及び苦情を申し立てません。

平成 年 月 日

山梨県住宅供給公社 理事長 殿

住所

(所在地)

氏名

⑩

(法人名・代表者名)

委 任 状

平成 年 月 日

山梨県住宅供給公社 理事長 殿

入札申込者（委任した者）

住所〒

ふりがな

氏名 _____ 印

（印鑑証明印）

電話番号 _____

※ 法人の場合は、所在地、法人名及び代表者名。共同による申込みの場合は、代表者を除く各共同者から代表者に対し委任状を作成する。法人社員が法人代表者を代理する場合も委任状は必要。

私は、山梨県住宅供給公社が実施する平成22年度一般競争入札による公社財産（土地）の一括売却の入札に参加するに当たり、次の者を代理人と定め、一般競争入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

代理人（委任された者）

住所〒

ふりがな

氏名

電話番号 _____

代理人使用印

- （注）
- 1 委任状は、入札当日に必要です。
 - 2 入札申込者の印鑑証明書（発行日から3ヶ月以内）を添付してください。
 - 3 「代理人使用印」の枠内に、代理人が使用する印鑑を押印してください。
代理人は、入札において必ずその使用印を使用しなければなりません。

山梨県住宅供給公社 理事長 殿

入 札 書

金 額	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

平成22年度一般競争入札による公社財産（土地）の一括売却のご案内（入札案内書）等を承諾の上、上記の金額をもって入札します。

平成 年 月 日

入札者

住 所

(所在地)

氏 名

⑩

(法人名・代表者名)

代理人

住 所

氏 名

⑩

〈注意事項〉

- ・金額の数字は算用数字を使用し、はじめの数字の前に「¥」を記入すること。
- ・金額の訂正は行わないこと。
- ・代理人が入札する場合、入札者の住所、氏名（印は不要）及び代理人の住所、氏名を記入の上、委任状に押印した代理人使用印を押印すること。

平成 年 月 日

山梨県住宅供給公社 理事長 殿

入札者

住 所

(所在地)

氏 名

㊞

入 札 辞 退 届

平成22年度一般競争入札による公社財産（土地）の一括売却の入札について、都合により辞退します。

公社所有財産（土地）売買契約書

売主山梨県住宅供給公社（以下「甲」という。）と買主_____（以下「乙」という。）とは、次の条項により公社所有財産（土地）の売買契約を締結する。

（売買土地）

第1条 甲は、その所有する次の土地（以下「売買土地」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受ける。

所在地	地番	地目	公簿地積
別紙のとおり			

（売買代金）

第2条 売買代金は、金_____円とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、契約保証金（売買代金の1/10以上）として金_____円をこの契約締結と同時に甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金には、利息を付さない。

（売買代金の納入期限）

第4条 乙は、売買代金から乙が既に納付した契約保証金を除く金額を、平成22年11月30日までに甲の発行する納入通知書により、その指定する場所において納付するものとする。

（契約保証金の充当）

第5条 契約保証金は、前条に定める金額を完納したときに、甲において売買代金の一部に充当するものとする。

（契約保証金の処分）

第6条 乙が、第4条で指定した日までに売買代金を完納しないときは、契約保証金は山梨県住宅供給公社に帰属するものとする。

（所有権の移転）

第7条 売買土地の所有権は、乙が売買代金を完納したときに甲から乙に移転する。

(所有権移転登記の嘱託及びその費用)

第8条 乙は、前条の規定により売買土地の所有権が移転した後、速やかに甲に対して所有権移転の登記を請求するものとする。

2 甲は、乙の請求により、遅滞なく所有権移転の登記を所轄法務局に嘱託するものとする。この場合に必要な登記に係る費用及び登録免許税は、乙の負担とする。

(売買土地の引渡し)

第9条 甲は、第7条の規定により売買土地の所有権が乙に移転したときは、遅滞なく売買土地を現状のまま乙に引き渡すものとする。

2 乙は、売買土地の引渡しを受けたときは、甲の定めるところにより、直ちに受領書を甲に提出するものとする。

(危険負担)

第10条 この契約締結後、売買土地の引渡しまでにおいて、売買土地が甲の責めに帰することができない理由により滅失し、又は毀損した場合は、その損失は乙の負担とする。

(瑕疵担保)

第11条 乙は、この契約締結後、売買土地に面積の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(用途制限)

第12条 乙は、売買土地に建築する建物については、建築基準法を遵守し、且つ双葉・響が丘建築協定に定める建築物以外の用途に供してはならない。

2 乙は、売買土地を暴力団関連施設その他住民に著しく不安を与える施設の用途に供してはならない。

(住宅の建築義務等)

第13条 乙は、第9条により甲から宅地の引き渡しを受けた日から5年以内に、住宅の建築に着手しなければならない。ただし、甲の承諾を受けた物件は除く。

2 前項の住宅は、「双葉・響が丘建築協定書」に定められた基準に基づく専用住宅とする。

(住宅の建築手続)

第14条 乙は、住宅の建築に当っては「双葉・響が丘建築協定」並びに建築基準法に定められた手続きをとらなければならないものとする。

(公租公課等)

第15条 甲に賦課される宅地に関する公租公課については、第9条に定める宅地の引渡し日までは甲が負担し、当該引渡し日以降は登記名義の如何にかかわらず乙が負担することとし、それぞれ日割計算により、乙は甲が定めるところにより甲に支払うものとする。

(実地調査等)

第16条 甲は、随時に乙の売買土地の使用状況等について実地調査をし、又は報告を求めることができる。この場合において、乙は調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(契約解除)

第17条 甲は、乙がこの契約に定める規定に違反した場合または義務を履行しないときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

(乙の原状回復義務)

第18条 乙は、前条の規定により契約が解除されたときは、甲の指定する日までに売買土地を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が当該売買土地を原状に回復させることが適当でないとき、現状のまま返還することができるものとする。

2 乙は、前項の規定により売買土地を甲に返還するときは、甲の指定する日までに、売買土地の所有権移転登記の抹消登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第19条 乙は、この契約に定める規定に違反した場合または義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第20条 乙は第17条の規定によりこの契約が解除された場合、売買土地に投じた有益費、必要費又はその他の費用があってもこれを甲に請求するこ

とができない。

(違約金)

第21条 甲は、第17条の規定によりこの契約を解除したときは、乙は、売買代金の30%相当額の違約金を甲の定めるところにより支払うものとする。

(返還金)

第22条 甲は、第17条の規定によりこの契約を解除したときは、収納済みの売買代金から前条の違約金相当額を差し引いた額を乙に返還するものとする。

2 前項の返還金には、利息を付さない。

(契約の費用)

第23条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第24条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第25条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し、疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第26条 この契約に関する訴訟は、山梨県住宅供給公社の所在地を管轄する甲府地方裁判所を第一審の裁判所とする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

(甲) 住 所 甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県住宅供給公社

氏 名 理事長 中澤正徳 ㊞

(乙) 住 所

氏 名 ㊞

別紙

第1条 売買土地明細書

物件No.	所在地	地番	地目	地積	備考
1	甲斐市龍地字鳥ノ池	3540-50	宅地	228.95㎡	No.305
2	甲斐市龍地字鳥ノ池	3540-51	宅地	232.11㎡	No.306
3	甲斐市龍地字鳥ノ池	3540-52	宅地	232.57㎡	No.307
4	甲斐市龍地字古氏神	3319-9	宅地	214.63㎡	No.225
5	甲斐市龍地字鳥ノ池	3376-57	宅地	186.46㎡	No.211
6	甲斐市龍地字鳥塚	2770-90	宅地	243.34㎡	No.83
7	甲斐市龍地字古氏神	3200-14	宅地	291.32㎡	No.350
8	甲斐市龍地字古氏神	3200-15 3200-19	宅地	265.77㎡ 15.02㎡	No.351
9	甲斐市龍地字古氏神	3200-16	宅地	305.85㎡	No.352
10	甲斐市龍地字古氏神	3200-17	宅地	273.90㎡	No.353
11	甲斐市龍地字古氏神	3200-18	宅地	262.84㎡	No.354
12	甲斐市龍地字古氏神	3100-9	宅地	226.46㎡	No.355